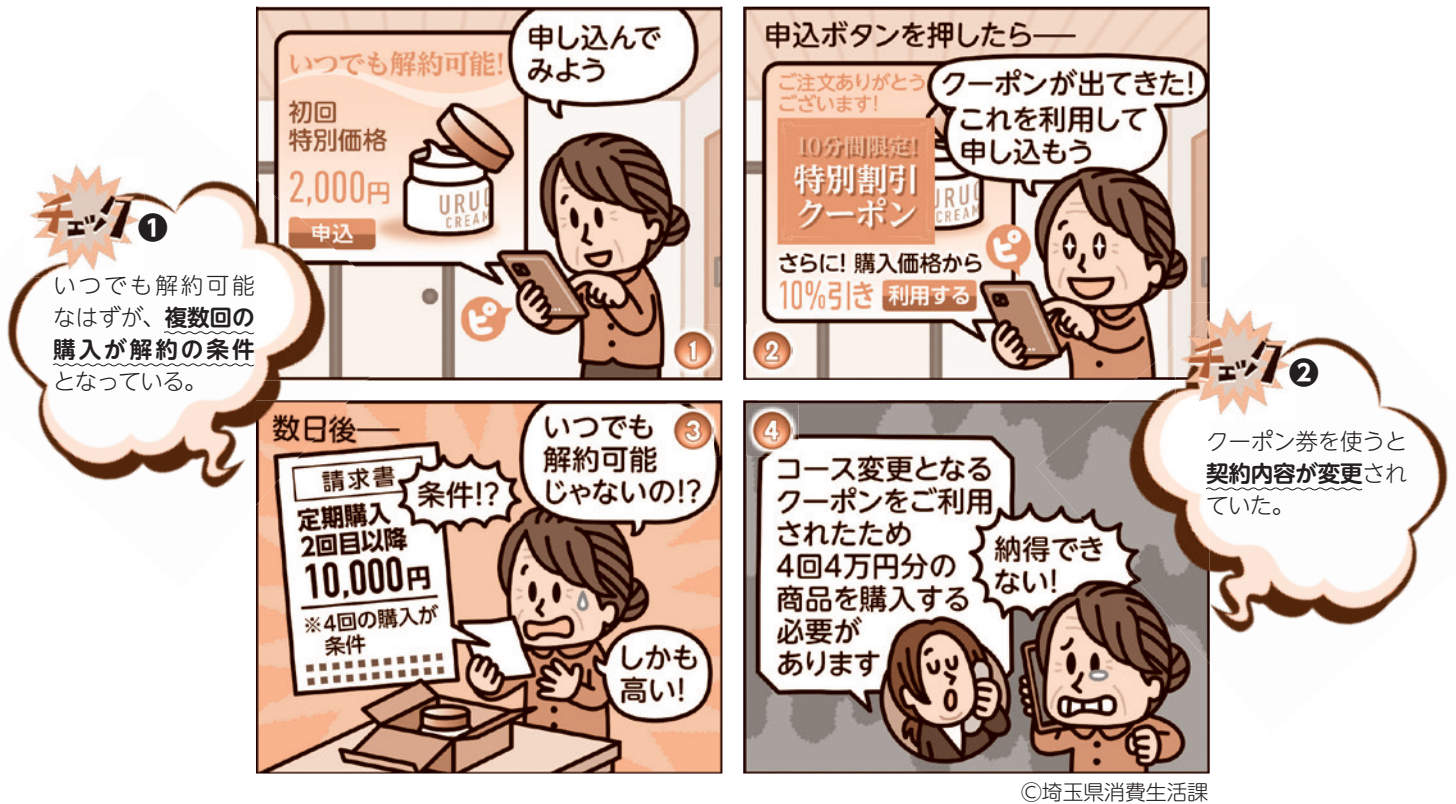


通信販売はクーリングオフできません！
インターネット通販での定期購入トラブルにご注意！！
トラブル事例：特別割引クーポンの利用でコース変更に！？



SNSや動画投稿サイト、検索サイトなどに表示される「お試し」「いつでも解約可能」という広告を見て商品を申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だったという相談が例年多く寄せられています。

消費者へのアドバイス

- 安さを強調する商品、効果・効能を誇張して表現している商品に注意する**
 使用前と使用後の写真は本当に信じられますか？常識では考えにくいほどの高性能をうたっており、実際には効果がないという場合があります。
- 「広告」の重要な部分、「最終確認画面」をよく確認し、スクリーンショットで保存する**
 商品を購入する前に、「定期購入となっていないか」「支払い総額はいくらか」など契約条件をよく確認しましょう。
 また、解約・返品できるかどうか解約条件も確認しましょう。トラブルになった場合、スクリーンショットは証拠になります。
- 事業者連絡した記録を残しておく**
 定期購入だと分かって申し込んでいても、解約方法が電話やメールに限定されており、「電話が繋がらない」「返信がこない」など解約ができないといったトラブルが起きています。発信履歴やメールを記録しておきましょう。

不明な点がある場合、不安に感じた場合はお早めに消費生活センターにご相談ください！

【相談日】 毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く） 午前10時～正午、午後1時～4時
【場 所】 消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）
【電 話】 463-1111（内線2256）
 契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、
 霊感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

